

鳥取県介護保険施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項、第88条第1項及び第2項並びに第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第3条 指定介護老人福祉施設の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、居宅での生活へ復帰できるよう配慮して、施設サービス計画に基づき介護福祉施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨としなければならない。
 - (2) 明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 - (3) 提供するサービスについての評価の結果、法第89条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。
- 2 施設の全部が次に掲げる要件に該当すると知事に申し出た指定介護老人福祉施設（以下「ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを旨とすることとする。
- (1) 少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。以下同じ。）が一体となったユニットで構成されること。
 - (2) ユニットごとに入所者が日常生活を営み、入所者に対するサービスが提供されること。

(指定介護老人福祉施設の基準)

第4条 指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定介護老人福祉施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(介護老人保健施設の基本方針)

第5条 介護老人保健施設の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、施設サービス計画に基づき介護保健施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅での生活へ復帰できるようにすることを旨としなければならない。
 - (2) 明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 - (3) 提供するサービスについての評価の結果、法第99条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。
- 2 施設の全部が第3条第2項各号に掲げる要件に該当すると知事に申し出た介護老人保健施設（以下「ユニット型介護老人保健施設」という。）の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを旨とすることとする。

(介護老人保健施設の基準)

第6条 介護老人保健施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、介護老人保健施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護老人保健施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(指定介護老人福祉施設に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に基本的な設備が完成した指定介護老人福祉施設のうち次の表の左欄に掲げるものに対する別表第1設備の項第3号の規定の適用については、同号中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成12年4月1日（以下「基準日」という。）の前日までに基本的な設備が完成したもの（基準日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）	1人とする。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる	原則として4人以下とすること
	10.65平方メートル	収納設備等を除き、4.95平方メートル
基準日から施行日の前日までの間に基本的な設備が完成したもの及びその間に増築され、又は全面的に改築された部分（施行日以後に増築され、又は全面的に改築される部分を除く。）並びに施行日以後に全面的に改築される部分（知事が特に認めるものに限る。）	1人とする。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる	4人以下とすること

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 基準日の前日までに基本的な設備が完成した介護老人保健施設（基準日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に対する別表第2設備の項第3号の規定の適用については、同号(2)中「8平方メートル以上」とあるのは、「6平方メートル以上」とする。

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設については、工事が平成30年3月31日までに完成することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第1号、第2号(2)及び第3号(2)の規定は、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

別表第1（第4条関係）

区分	基準
規模	入所定員が30人以上であること。
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 管理者又は施設長</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 生活相談員</p> <p>(4) 介護職員</p> <p>(5) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) 機能訓練指導員</p> <p>(8) 介護支援専門員</p> <p>(9) 調理員、事務員その他の従業者</p> <p>2 従業者は、入所者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者、生活相談員、看護職員（規則で定める者に限る。）及び介護支援専門員は、常勤の者とする。</p> <p>4 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>

設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）であること。ただし、2階建て又は平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。 2 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 共同生活室（ユニット型指定介護老人福祉施設に限る。） (3) 食堂（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。） (4) 浴室 (5) 洗面設備 (6) 便所 (7) 医務室 (8) 調理室 (9) 洗濯室又は洗濯場 (10) 介護材料室 (11) 事務室 (12) その他規則で定める設備 3 居室は、次のとおりとすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。 5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。
入所	<ol style="list-style-type: none"> 1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。 2 入所申込者が入院を必要とする場合その他の入所申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を講ずること。 3 介護の必要性、家族の状況等を勘案し、介護福祉施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。また、指定居宅介護支援事業者等から心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の情報の提供を受けるよう努めること。 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 入所定員並びにユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、ユニットの数及びユニットごとの入所定員 (4) 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たつての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 従業者の勤務の体制 (8) その他サービスの選択に資する重要事項
施設サービ	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所者の心身の状況、家族の状況、その者及びその家族の希望等を勘案し、漫然かつ画一

ス計画	<p>的なものとならないよう配慮すること。</p> <p>2 介護支援専門員に入所者ごとに作成させること。</p> <p>3 入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするために解決すべき課題を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）の結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとすること。</p> <p>4 アセスメントを行うときは、入所者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入所者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>5 原案を作成したときは、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者の専門的見地からの意見を聴くこと。</p> <p>6 計画は、入所者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 介護福祉施設サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p>4 常に入所者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずること。また、感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6 入所者又はその家族から食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>8 入所者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入所者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>9 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第3号及び第5号の記録、施設サービス計画その他提供したサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 入所者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ること。</p> <p>3 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>4 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。</p>

5	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
6	法第23条、第24条第1項若しくは第90条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。
7	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の規定による質問、検査等に協力すること。
8	前2号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。
9	国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

別表第2（第6条関係）

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 薬剤師</p> <p>(4) 看護職員</p> <p>(5) 介護職員</p> <p>(6) 支援相談員</p> <p>(7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>(8) 栄養士</p> <p>(9) 介護支援専門員</p> <p>(10) 調理員</p> <p>(11) 事務員その他の従業者</p> <p>2 従業者は、入所者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者及び介護支援専門員は、常勤の者とすること。</p> <p>4 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物とすること。ただし、2階建て又は平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 療養室</p> <p>(2) 診察室</p> <p>(3) 機能訓練室</p> <p>(4) 共同生活室（ユニット型介護老人保健施設に限る。）</p> <p>(5) 食堂（ユニット型介護老人保健施設を除く。）</p> <p>(6) 浴室</p> <p>(7) 洗面所</p> <p>(8) 便所</p> <p>(9) サービス・ステーション</p> <p>(10) 調理室</p> <p>(11) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(12) 汚物処理室</p> <p>(13) その他規則で定める設備</p> <p>3 ユニット型介護老人保健施設以外の施設の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。</p>

	<p>4 ユニット型介護老人保健施設の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消防設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
入所	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な医療機関を紹介する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。また、指定居宅介護支援事業者等から心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の情報の提供を受けるよう努めること。</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員並びにユニット型介護老人保健施設にあっては、ユニットの数及びユニットごとの入所定員</p> <p>(4) 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制</p> <p>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
施設サービス計画	<p>1 介護支援専門員に利用者ごとに施設サービス計画を作成させること。</p> <p>2 施設サービス計画は、アセスメントの結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、入所者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入所者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 施設サービス計画の原案を作成したときは、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者の専門的見地からの意見を聴くとともに、その者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 介護保健施設サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p>4 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、入所者の病状、心身の状況等に応じ、的確な診断を基として療養上妥当適切に行うこと。</p> <p>5 入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他リハビリテーションの訓練を計画的に行うこと。</p>

	<p>6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 入所者又はその家族から食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>10 入所者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入所者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>11 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録、施設サービス計画その他提供したサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。また、入所者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項若しくは第100条又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。</p> <p>7 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 概 要</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条例で指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。</p> <p>2 概要 (1) 現行基準どおり定めるもの 一の病室は4床以下とすること、病室は入院患者1人当たりの床面積が6.4平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準を定める。 (2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成25年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。(食事を提供する施設に限る。)</p>

鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、旧法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定介護療養型医療施設の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき介護療養施設サービスを提供することにより、その者が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
 - (2) 入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならない。
 - (3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 - (4) 提供するサービスについての評価の結果、旧法第111条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。
- 2 施設の全部が次に掲げる要件に該当すると知事に申し出た指定介護療養型医療施設（以下「ユニット型施設」という。）の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すこととする。
- (1) 少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。以下同じ。）が一体となったユニットで構成されること。
 - (2) ユニットごとに入院患者が日常生活を営み、入院患者に対するサービスが提供されること。

(従業者、設備及び運営の基準)

第4条 指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定介護療養型医療施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成13年3月1日前に開設された施設の特例)

2 平成13年3月1日前に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可を受けた指定介護療養型医療施設の老人性認知症疾患療養病棟（主として認知症である老人を入院させることを目的とした病床であって規則で定めるものにより構成される病棟をいう。以下同じ。）に対する別表設備の項第2号の規定の適用については、同号(1)中「4床以下」とあるのは「6床以下」と、同号(2)中「6.4平方メートル以上」とあるのは「6.0平方メートル以上」とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 医師 (3) 薬剤師（病院に限る。） (4) 栄養士（病院に限る。） (5) 看護師又は准看護師 (6) 介護職員 (7) 理学療法士（老人性認知症疾患療養病棟を有しない病院に限る。） (8) 作業療法士（病院に限る。） (9) 介護支援専門員 (10) 精神保健福祉士又はこれに準ずる者（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。） <p>2 従業者は、入院患者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 病院の介護支援専門員は、常勤の者とする。</p> <p>4 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入院患者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 病室 (2) ユニット型施設にあつては、共同生活室 (3) 機能訓練室（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院を除く。） (4) 談話室（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院を除く。） (5) 食堂 (6) 浴室 (7) 生活機能訓練室（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。） (8) デイルーム（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。） (9) 面会室（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。） <p>2 ユニット型施設以外の病室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一の病室の病床数は、4床以下とすること。 (2) 床面積は、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。 <p>3 ユニット型施設の病室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、入院患者への介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (2) 床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
入院及び退院	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 患者の病状等を勘案し、患者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずること。</p> <p>3 長期にわたる療養、医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護療養施設サービスを受ける必要性が高い患者を優先的に入院させるよう努めること。また、指定居宅介護支援事業者等から心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の情報の提供を受けるよう努めること。</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、患者の同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 入院患者の定員

	<p>(4) 入院患者に対する介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制</p> <p>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
施設サービス計画	<p>1 介護支援専門員が作成する施設サービス計画は、入院患者の心身の状況、家族の状況等を適切な方法により評価することを通じて、その者が自立した日常生活を営むことができるようにするために解決すべき課題を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）の結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとすること。</p> <p>2 アセスメントを行うときは、入院患者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入院患者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>3 施設サービス計画の原案を作成したときは、入院患者に対する介護療養施設サービスの提供に当たる他の従業者の専門的見地からの意見を聴くとともに、その者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 介護療養施設サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入院患者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、入院患者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p>4 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、入院患者の病状、心身の状況等に応じ、的確な診断を基として療養上妥当適切に行うこと。</p> <p>5 入院患者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他リハビリテーションの訓練を計画的に行うこと。</p> <p>6 入院及び退院の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 入院患者又はその家族から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 入院患者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入院患者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>10 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>11 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備及び会計に関する諸記録、入院患者ごとの施設サービス計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はそ</p>

対応

の家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。また、入院患者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ること。

- 2 入院患者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。
- 3 入院患者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。
- 4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- 5 旧法第23条、第24条第1項若しくは第112条第1項又は医療法第25条第1項若しくは第2項の規定による質問、検査等に協力すること。
- 6 前号に掲げるもののほか、入院患者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。
- 7 国民健康保険団体連合会が行う旧法第176条第1項第2号の調査に協力すること。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例の設定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、条例で児童福祉施設の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。</p> <p>2 概要 (1) 現行基準どおり定めるもの ア 助産施設においては、病院、診療所又は助産所として必要な職員及び設備を有すること。 イ 乳児院においては、医師又は嘱託医師、看護師、個別対応職員等を置くこと。また、寝室は、乳幼児1人当たりの床面積を2.47㎡以上とすること。 ウ 母子生活支援施設においては、母子支援員、嘱託医師、少年を指導する職員等を置くこと。また、母子室の床面積は、30㎡以上とすること。 エ 保育所においては、保育士、嘱託医師等を置くこと。また、保育室又は遊戯室は、幼児1人当たりの床面積を1.98㎡以上とすること。 オ 児童厚生施設においては、児童の遊びを指導する者等を置くこと。また、集会室、遊戯室等を設けること。 カ 児童養護施設においては、児童指導員、嘱託医師、保育士等を置くこと。また児童の居室は、1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。 キ 福祉型障害児入所施設においては、嘱託医師、児童指導員、保育士等を置くこと。また、居室、調理室、浴室等を設けること。 ク 医療型障害児入所施設においては、病院として必要な職員、児童指導員、保育士等を置くこと。また、病院として必要な設備、訓練室、浴室等を設けること。 ケ 福祉型児童発達支援センターにおいては、嘱託医師、児童指導員、保育士等を置くこと。また、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場等を設けること。 コ 医療型児童発達支援センターにおいては、診療所として必要な職員、児童指導員、保育士等を置くこと。また、診療所として必要な設備、指導訓練室、屋外訓練場等を設けること。 サ 情緒障害児短期治療施設においては、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士等を置くこと。また、居室は、1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。 シ 児童自立支援施設においては、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医師、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医師等を置くこと。また、居室は1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。 ス 児童家庭支援センターにおいては、支援を担当する職員等を置くこと。また相談室を設けること。 セ その他必要な職員、設備、運営等の基準を定める。</p>

(2) その他独自基準を定めるもの

ア 独自基準

(ア) 母子生活支援施設

各施設に個別対応職員の配置を義務付ける。

(イ) 保育所

- ① 障がいのある乳幼児の保育については、障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下での保育の実施を義務付ける。
- ② 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずるよう義務付ける。
- ③ 乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努力規定を定める。
- ④ さまざまな支援に対応するため、基準を上回る保育士の配置を行うよう努力規定を設ける。

イ 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの

(ア) 利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を除く。)

(イ) 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。

(ウ) 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

【参考】

※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの

- ・ 条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。
- ・ 条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。
- ・ 食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。(食事を提供する施設に限る。)

鳥取県児童福祉施設に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 設備及び運営の基準（第7条—第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉に関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、児童を心身ともに健やかで、社会に適応するように育成することを旨として運営しなければならない。

2 児童福祉施設は、利用者の人権に充分配慮するとともに、利用者一人一人の人格を尊重して、それぞれの施設の目的を達成するよう運営しなければならない。

3 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

（平等原則）

第4条 児童福祉施設においては、利用者の国籍、信条、社会的身分及び利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第5条 児童福祉施設においては、利用者に対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 児童福祉施設の長は、法第47条第1項本文の規定により利用者に対し親権を行うとき又は同条第3項の規定により利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他権限を濫用する行為をしてはならない。

（水準の向上）

第6条 児童福祉施設は、その設備及び運営についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

2 知事は、鳥取県社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。

第2章 設備及び運営の基準

（助産施設の設備及び運営の基準）

第7条 助産施設の設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、助産施設の設備及び運営に関する基準は、助産施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

（乳児院の設備及び運営の基準）

第8条 乳児院の設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、乳児院の設備及び運営に関する基準は、乳児院の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

（母子生活支援施設の設備及び運営の基準）

第9条 母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準は、母子生活支援施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(保育所の設備及び運営の基準)

第10条 保育所の設備及び運営に関する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、保育所の設備及び運営に関する基準は、保育所の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童厚生施設の設備及び運営の基準)

第11条 児童厚生施設の設備及び運営に関する基準は、別表第5のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、児童厚生施設の設備及び運営に関する基準は、児童厚生施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童養護施設の設備及び運営の基準)

第12条 児童養護施設の設備及び運営に関する基準は、別表第6のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、児童養護施設の設備及び運営に関する基準は、児童養護施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(障害児入所施設の設備及び運営の基準)

第13条 障害児入所施設の設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第7のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、障害児入所施設の設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)

第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、児童発達支援センターの区分に応じ、別表第8のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、児童発達支援センターの目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(情緒障害児短期治療施設の設備及び運営の基準)

第15条 情緒障害児短期治療施設の設備及び運営に関する基準は、別表第9のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の設備及び運営に関する基準は、情緒障害児短期治療施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童自立支援施設の設備及び運営の基準)

第16条 児童自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、別表第10のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、児童自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、児童自立支援施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)

第17条 児童家庭支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第11のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、児童家庭支援センターの設備及び運営に関する基準は、児童家庭支援センターの目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 乳児6人以上が入所する保育所については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなして別表第4職員の配置の項第2号の規定を適用する。

3 平成23年6月17日前に建築された母子生活支援施設に対する別表第3設備の項第2号の規定の適用については、同号中「調理設備、浴室及び便所を設けること」とあるのは、「調理設備、浴室及び便所を設けること。ただし、施設内に調理場、浴室及び便所を設けている場合にあっては調理設備、浴室及び便所を、付近に公衆浴場等がある場合にあっては浴室を設けないことができる」と、「30平方メートル以上」とあるのは、「おおむね1人つき3.3平方メートル以上」とする。

4 平成24年4月1日前に設置された児童発達支援センターに対する別表第8の1の表職員の配置の項第2号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。

別表第1（第7条関係）

項 目	基 準
職員及び設備	病院、診療所又は助産所として必要な職員及び設備を有すること。
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項 2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3 利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者等に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。
記録の作成及び保存	職員、設備及び会計に関する帳簿、事故等への対応の項第3号及び第4号の記録並びに利用者の処遇に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。 2 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。 3 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。 4 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。 5 法第46条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

別表第2（第8条関係）

項 目	基 準
職員の配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の長 (2) 看護師、保育士又は児童指導員 (3) 個別対応職員（20人を超える乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）が入所する場合に限る。） (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6) 調理員 (7) その他規則で定める職員 2 職員は、入所する乳幼児の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。 3 職員に小児科の診療経験を有する医師がいる場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。ただし、10人以上の乳幼児が入所しない施設にあつては、(1)から(5)までに掲げる設備に代えて、乳幼児の養育のための部屋を設ける

	<p>ことができる。</p> <p>(1) 寝室 (2) 観察室 (3) 診察室 (4) 病室 (5) ほふく室 (6) 相談室 (7) 調理室 (8) 浴室 (9) 便所</p> <p>2 寝室は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。 3 観察室は、乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。 4 乳幼児の養育のための部屋は、1室につき9.91平方メートル以上で、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。</p>
自立支援計画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	<p>1 10人未満の乳幼児が入所する施設を除き、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察すること。</p> <p>2 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 児童の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 児童の処遇について自己点検を行うこと。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表すること。</p> <p>5 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>6 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第3 (第9条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1) 施設の長 (2) 母子支援員 (3) 少年を指導する職員 (4) 個別対応職員 (5) 調理員又はこれに代わるべき者 (6) その他規則で定める職員</p> <p>2 母子支援員及び少年を指導する職員の人数は、入所する母子の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 嘱託医師を定めておくこと。</p>

設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 母子室</p> <p>(2) 集会学習等を行う室</p> <p>(3) 相談室</p> <p>(4) 静養室（乳幼児が入所する場合に限る。）</p> <p>(5) 医務室（30人以上の乳幼児が入所する場合に限る。）</p> <p>2 母子室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 調理設備、浴室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 1世帯につき1室以上とすること。</p> <p>(3) 面積は、30平方メートル以上とすること。</p>
自立支援計画	母子が共に入所する施設の特性を活かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	<p>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 利用者の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表すること。</p> <p>4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第4（第10条関係）

項目	基準										
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、食事を保育所外で調理し搬入する方法により提供する場合その他の規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 保育士</p> <p>(3) 調理員</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数を合計した数以上（認定こども園である保育所にあつては、鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）別表の1の(1)の職員配置の項のアに定める数）とし、2人を下回らないこと。</p> <table border="1" data-bbox="427 1787 1220 1998"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の幼児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の幼児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>4 乳児が入所している場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。</p>	区分	人数	乳児	おおむね3人につき1人	満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人	満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね20人につき1人	満4歳以上の幼児	おおむね30人につき1人
区分	人数										
乳児	おおむね3人につき1人										
満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人										
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね20人につき1人										
満4歳以上の幼児	おおむね30人につき1人										

	<p>5 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、第2号に定める人数を上回る保育士の配置に努めること。</p>
設備	<p>1 乳児又は満2歳未満の幼児（以下この号において「未満児」という。）が入所する保育所の設備は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア 乳児室又はほふく室</p> <p>イ 医務室</p> <p>ウ 調理室</p> <p>エ 便所</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない未満児1人につき1.65平方メートル及びほふくする未満児1人につき3.3平方メートルを合計した面積以上とすること。</p> <p>2 満2歳以上の幼児（以下この号において「対象児」という。）が入所する保育所の設備は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。ただし、食事を保育所外で調理し搬入する方法により提供する場合その他の規則で定める場合にあつては、調理室を設けないことができる。</p> <p>ア 保育室又は遊戯室</p> <p>イ 屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）</p> <p>ウ 調理室</p> <p>エ 便所</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室の面積は、対象児1人につき1.98平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 屋外遊戯場の面積は、対象児1人につき3.3平方メートル以上とすること。</p>
サービスの提供	<p>1 保育時間は、原則として、8時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間とすること。</p> <p>2 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 児童の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>3 感染症その他規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 入所する乳幼児の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>5 障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。</p> <p>6 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び	<p>別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

保存	
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第5（第11条関係）

項 目	基 準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 施設の長 (2) 児童の遊びを指導する者
設備	1 児童遊園等の屋外の施設には、次に掲げる設備を設けること。 (1) 広場 (2) 遊具 (3) 便所 2 児童館等の屋内の施設には、次に掲げる設備を設けること。 (1) 集会室 (2) 遊戯室 (3) 図書室 (4) 便所
サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第6（第12条関係）

項 目	基 準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことができる。 (1) 施設の長 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所する場合に限る。） 2 職員は、入所する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。 3 嘱託医師を定めておくこと。
自立支援計画	児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) 児童の居室 (2) 相談室 (3) 調理室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) その他規則で定める設備

	<p>2 児童の居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 乳幼児のみの居室 1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) (1)以外の居室 1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。</p>
サービスの提供	<p>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 児童の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を児童等に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表すること。</p> <p>4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び保護者並びに職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	<p>1 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(5) 栄養士（40人を超える児童が入所する施設に限る。）</p> <p>(6) 調理員</p> <p>(7) その他規則で定める職員</p> <p>2 主として自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、医師及び看護師を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、看護師を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>5 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p>
設備	<p>1 施設には、次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、医務室又は静養室を設けないことができる。</p> <p>(1) 児童の居室</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 調理室 (3) 浴室 (4) 便所 (5) 医務室 (6) 静養室 <p>2 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、前号に掲げる設備のほか、職業指導に必要な設備を設けること。</p> <p>3 主として視覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 遊戯室 (2) 訓練室 (3) 職業指導に必要な設備 (4) 音楽に関する設備 (5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 <p>4 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 遊戯室 (2) 訓練室 (3) 職業指導に必要な設備 (4) 映像に関する設備 <p>5 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訓練室 (2) 屋外訓練場 (3) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 <p>6 児童の居室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児のみの居室 <ul style="list-style-type: none"> 1室の定員は、6人以下とし、面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。 (2) (1)以外の居室 <ul style="list-style-type: none"> 1室の定員は、4人以下とし、面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
障害児支援計画	<p>児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を行うこと。</p>
サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入所者の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項 2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3 入所者の処遇について自己点検を行い、その結果を入所者及びその保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力

	団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。 2 入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。 3 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。 4 入所者の負傷、個人情報への漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。 5 法第46条第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

2 医療型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 主として自閉症児が入所する施設には、病院として必要な職員のほか、次に掲げる職員を置くこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の長 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 児童発達支援管理責任者 2 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、理学療法士又は作業療法士を置くこと。 3 主として重症心身障害児が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、心理指導を担当する職員を置くこと。 4 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設には、病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。 2 主として自閉症児が入所する施設には、前号の設備のほか、静養室を設けること。 3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号の設備のほか、次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、(4)に掲げる設備を設けないことができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外訓練場 (2) ギブス室 (3) 特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備 (4) 義肢装具を製作する設備 (5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第8 (第14条関係)

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
----	----

職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士（40人を超える児童が通う施設に限る。） (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>2 主として難聴児が通う施設には、前号に掲げる職員のほか、言語聴覚士を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 主として重症心身障害児が通う施設には、第1号に掲げる職員のほか、看護師を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 職員は、利用する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>5 嘱託医師を定めておくこと。</p>
設備	<p>1 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次の設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室 (2) 遊戯室 (3) 屋外遊戯場（施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。） (4) 医務室 (5) 相談室 (6) 調理室 (7) 便所 (8) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</p> <p>2 主として重症心身障害児が通う施設には、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室 (2) 調理室 (3) 便所 (4) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</p> <p>3 主として知的障がいのある児童が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、静養室を設けること。</p> <p>4 主として難聴児が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、聴力検査室を設けること。</p> <p>5 指導訓練室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあつては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>6 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</p>
障害児支援計画	<p>児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児通所支援を行うこと。</p>
サービスの提供	<p>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
事故等への対応	<p>別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

2 医療型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	<p>診療所として必要な職員のほか、次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1) 施設の長 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 看護師 (5) 理学療法士又は作業療法士 (6) 児童発達支援管理責任者</p>
設備	<p>診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室 (2) 屋外訓練場 (3) 相談室 (4) 調理室 (5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
障害児支援計画	1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第9 (第15条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長 (2) 医師 (3) 心理療法担当職員 (4) 児童指導員 (5) 保育士 (6) 看護師 (7) 個別対応職員 (8) 家庭支援専門相談員 (9) 栄養士 (10) 調理員</p> <p>2 職員は、利用する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p>
設備基準	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 児童の居室 (2) 医務室 (3) 静養室 (4) 遊戯室 (5) 観察室 (6) 心理検査室 (7) 相談室 (8) 工作室 (9) 調理室</p>

	(10) 浴室 (11) 便所 2 児童の居室は、1室の定員を4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。
自立支援計画	児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	別表第6サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 (1) 施設の長 (2) 児童自立支援専門員 (3) 児童生活支援員 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7) 調理員 (8) その他規則で定める職員 2 職員は、入所する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。 3 嘱託医師及び精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医師を定めておくこと。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) 児童の居室 (2) 相談室 (3) 調理室 (4) 浴室 (5) 便所 2 児童の居室は、1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。 3 30人以上の児童が入所する施設には、医務室及び静養室を設けること。 4 学科指導を行う場合は、規則で定める学科指導に関する設備を設けること。
自立支援計画	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	別表第6サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第11（第17条関係）

項目	基準
職員の配置	施設の長及び法第44条の2第1項に規定する業務を担当する職員を置くこと。
設備	相談室を設けること。

サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県婦人保護施設に関する条例の設定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会福祉法の一部が改正され、条例で婦人保護施設の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるもの。</p> <p>2 概要 (1) 現行基準どおり定めるもの（主なもの） ア 施設長、利用者を指導する職員、調理員等を置くこと。 イ 1つの居室の定員を原則4人以下とすること。また、居室は1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。 ウ その他必要な職員、設備、運営等の基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>(3) 施行期日 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。（食事を提供する施設に限る。）</p>

鳥取県婦人保護施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 婦人保護施設は、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、利用者に対し、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設は、利用者の処遇についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

(婦人保護施設の設備及び運営の基準)

第3条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、婦人保護施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 施設長</p> <p>(2) 利用者を指導する職員</p> <p>(3) 調理員</p> <p>(4) その他業務を行うために必要な職員</p> <p>2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
設備	<p>1 利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 集会室兼談話室</p> <p>(3) 相談室</p> <p>(4) 医務室</p> <p>(5) 作業室</p> <p>(6) 食堂</p> <p>(7) 調理室</p> <p>(8) 浴室</p> <p>(9) 便所</p> <p>(10) 事務室</p> <p>(11) その他規則で定める設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p>

	<p>(1) 一の居室の定員は、原則として4人以下とすること。</p> <p>(2) 収納設備等を除き、利用者1人当たりの床面積をおおむね4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 規則で定める設備を設けること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
利用者の処遇等	<p>1 利用者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項について記載した規程を設けること。</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者ごとに自立促進計画を作成し、それに基づいて、利用者の就労及び生活に関する指導及び援助を行うこと。</p> <p>4 利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>5 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>6 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>設備、職員、会計及び利用者の処遇に関する帳簿並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、処遇に関する苦情を受ける窓口の設置等の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 社会福祉法第56条第1項又は第70条の規定による検査、調査等に協力すること。</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の設定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、条例で指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。</p> <p>2 概要 (1) 現行基準どおり定めるもの ア 指定児童発達支援事業所においては児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこと。また、指導訓練室のほか指定児童発達支援の提供に必要な設備等を設けること。 イ 指定医療型児童発達支援事業所においては診療所として必要な従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこと。また、診療所として必要な設備、指導訓練室、屋外訓練場等を設けること。 ウ 指定放課後等デイサービス事業所においては指導員又は保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこと。また、指導訓練室及びサービスの提供に必要な設備等を設けること。 エ 指定保育所等訪問支援事業所においては訪問支援員、児童発達支援管理責任者等を置くこと。また、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画及びサービスの提供に必要な設備等を設けること。 オ 指定福祉型障害児入所施設においては嘱託医師、看護師、児童指導員、児童発達支援管理責任者等を置くこと。また、居室は、1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。 カ 指定医療型障害児入所施設においては病院として必要な従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこと。また、病院として必要な設備、訓練室、浴室等を設けること。 キ その他必要な従業者、設備、運営等の基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。（食事を提供する施設に限る。）</p>

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第21条の5の18第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)

第4条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。

(指定通所支援の事業の基本方針)

第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。

(1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行わなければならない。

(2) 医療型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行わなければならない。

(3) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行わなければならない。

(4) 保育所等訪問支援は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規

定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

- 2 前項に規定する基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、別表第1の1の表従業者の配置の項第5号及び3の表従業者の配置の項第5号に掲げる基準とする。ただし、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに当該基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

（指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準）

第7条 指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定障害児入所施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（平成24年4月1日前から継続している事業等の特例）
- 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する第6条第1項及び別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同項中「別表第1」とあるのは「別表第1（1の表従業者の配置の項第1号（1）のウ及びエ並びに（4）並びに3の表従業者の配置の項第1号（3）及び（4）並びに第4号を除く。）」と、別表第1の1の表障害児支援計画の項中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する別表第1の1の表従業者の配置の項第2号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。
- 4 整備法附則第27条前段の規定により指定障害児入所施設とみなされた施設（この条例の施行の日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「別表第2（1の表設備の項第3号を除く。）」とする。

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>ア 管理者</p> <p>イ 指導員又は保育士</p> <p>ウ 児童発達支援管理責任者</p> <p>エ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護師を置くこと。</p> <p>(3) 指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤であること。</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア 管理者</p> <p>イ 児童指導員及び保育士</p> <p>ウ 栄養士</p> <p>エ 調理員</p> <p>オ 児童発達支援管理責任者</p> <p>カ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(2) 主として難聴児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、言語聴覚士を置くこと。</p> <p>(3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護師を置くこと。</p> <p>(4) 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 主として重症心身障害児が通う事業所及び児童発達支援センターは、嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>5 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>6 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>
設備	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア 指導訓練室</p> <p>イ サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>(2) 指導訓練室は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(3) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を置くこと。</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合とし</p>

	<p>て規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア 指導訓練室</p> <p>イ 遊戯室</p> <p>ウ 屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</p> <p>エ 医務室</p> <p>オ 相談室</p> <p>カ 調理室</p> <p>キ 便所</p> <p>ク サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>(2) (1)に掲げる設備のほか、主として知的障がいのある児童が通う場合は静養室を、主として難聴児が通う場合は聴力検査室を設けること。</p> <p>(3) (1)に掲げる設備は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(4) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を置くこと。</p> <p>3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>
利用定員	<p>10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 従業者の勤務体制</p> <p>(13) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
障害児支援計画	<p>1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当た</p>

	<p>る他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業員の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 児童発達支援センターの管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</p> <p>6 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>7 サービスの開始の項第3号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>8 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>10 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p>

	<p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第21条の5の21第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>
--	--

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 看護師</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合に限る。）</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>
設備	<p>1 診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室</p> <p>(2) 屋外訓練場</p> <p>(3) 相談室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>2 設備は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
利用定員	10人以上とすること。
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘察し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p>

	<p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 従業員の勤務体制</p> <p>(12) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業員の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 指導員又は保育士</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(4) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>2 従業員は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>4 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤であること。</p> <p>5 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、</p>

	<p>利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>6 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に從事させること。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>3 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
利用定員	2の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの開始	2の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 2の表サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

4 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 訪問支援員</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に從事すること。</p>

	<p>とができる者をもって充てること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
障害児支援計画	<p>1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>7 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>1 の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

事故等への対応

1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 管理者(2) 看護師(3) 児童指導員(4) 保育士(5) 児童発達支援管理責任者(6) 栄養士(7) 調理員(8) 医師（主として自閉症児が入所する場合に限る。）(9) 心理指導担当職員（入所者5人以上に心理指導を行う場合に限る。）(10) 職業指導員（職業指導を行う場合に限る。） <p>2 従業者は、入所者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>5 嘱託医師を定めておくこと。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 居室(2) 調理室(3) 浴室(4) 便所(5) 医務室(6) 静養室 <p>2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれに定める設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 主として知的障がいのある児童が入所する施設 入所している児童の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）(2) 主として視覚に障がいのある児童（以下「視覚障がい児」という。）が入所する施設<ul style="list-style-type: none">ア 遊戯室イ 訓練室ウ 職業指導に必要な設備エ 音楽に関する設備オ 手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備(3) 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設<ul style="list-style-type: none">ア 遊戯室

	<ul style="list-style-type: none"> イ 訓練室 ウ 職業指導に必要な設備 エ 映像に関する設備 <p>(4) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 訓練室 イ 屋外訓練場 ウ 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 乳幼児のみの居室 1室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) (1)以外の居室 1室の定員は4人以下とし、1人当たりの床面積は4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。</p> <p>4 主として視覚障がい児又は肢体不自由のある児童が入所する施設は、その階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、居室を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>
入所の開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 入所の申込みを受けたときは、入所申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) サービスの内容並びに入所者の保護者から受領する費用の種類及びその額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 主として入所させる児童の障がいの種類 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 従業者の勤務体制 (11) その他施設の運営に関する重要事項
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、入所者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、入所者の心身に有害な影</p>

	<p>響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 入所の開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 入所者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を入所者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該入所者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び当該入所者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第24条の15第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	<p>1 病院として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 心理指導を担当する職員（主として重症心身障害児が入所する場合に限る。）</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児が入所する場合に限る。）</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(7) 職業指導員（主として肢体不自由のある児童が入所する施設において職業指</p>

	<p>導を行う場合に限る。)</p> <p>2 従業者は、入所者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p>
設備	<p>1 病院として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 訓練室</p> <p>(2) 浴室</p> <p>2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、(2)のエに掲げる設備を置かないことができる。</p> <p>(1) 主として自閉症児が入所する施設 静養室</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設</p> <p>ア 屋外訓練場</p> <p>イ ギブス室</p> <p>ウ 特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備</p> <p>エ 義肢装具を製作する設備</p> <p>オ 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設は、その階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>
入所の開始	1の表入所の開始の項に掲げる基準を満たすこと。
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、入所者の保護者の確認をとること。</p> <p>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、入所者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>3 入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 1の表入所の開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6 入所者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとと</p>

	<p>もに、その計画を実行できるよう入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>8 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を入所者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

条 例 名 等	鳥取県医療法施行条例の設定について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、医療法の一部が改正され、条例で病院及び診療所の薬剤師、看護師等の配置の基準等を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。</p> <p>2 概要 <現行の基準と同じ内容で条例の基準を定める。> (1) 病院及び診療所の開設許可の基準となる病床数の算定において、介護老人保健施設等の特殊な病床については規則で定めるところにより補正を行う。 (2) 病院及び医師が3人以上の診療所には専属の薬剤師を置くことなど病院及び診療所の薬剤師、看護師等の配置の基準を定める。この場合において、病院が有すべき看護師及び准看護師の員数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">療養病床</td> <td>患者4人につき1人(平成24年6月30日までに知事に届け出た病院の病床については、平成30年3月31日までは、6人につき1人)</td> </tr> <tr> <td>精神病床、結核病床</td> <td>患者4人につき1人</td> </tr> <tr> <td>感染症病床、一般病床</td> <td>患者3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>患者30人につき1人</td> </tr> </table> <p>(3) 療養病床のある病院には談話室及び食堂を設けることなど、病院及び療養病床を有する診療所の施設の基準を定める。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成25年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p><参考> 条例に委任された項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">条例に委任された項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 45%;">既存病床数及び申請病床数の算定における医療機関等の病床数の補正基準</td> <td>(対象となる医療機関等) 職域病院、ハンセン病療養所、医療観察法指定病院、集中強化治療室、介護老人保健施設等</td> </tr> <tr> <td>病院、診療所、療養病床を有する診療所における従業者の配置の基準</td> <td>①病院及び診療所 専属薬剤師 ②病院 薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士 診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員その他の従業者 ③療養病床を有する診療所 看護師、准看護師、看護補助者 事務員その他の従業者</td> </tr> <tr> <td>病院、療養病床を有する診療所における施設に関する基準</td> <td>①病院 消毒施設及び洗濯施設 ②療養病床を有する病院 談話室、食堂、浴室 ③療養病床を有する診療所 談話室、食堂、浴室</td> </tr> </tbody> </table>	療養病床	患者4人につき1人(平成24年6月30日までに知事に届け出た病院の病床については、平成30年3月31日までは、6人につき1人)	精神病床、結核病床	患者4人につき1人	感染症病床、一般病床	患者3人につき1人	外来	患者30人につき1人	条例に委任された項目		既存病床数及び申請病床数の算定における医療機関等の病床数の補正基準	(対象となる医療機関等) 職域病院、ハンセン病療養所、医療観察法指定病院、集中強化治療室、介護老人保健施設等	病院、診療所、療養病床を有する診療所における従業者の配置の基準	①病院及び診療所 専属薬剤師 ②病院 薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士 診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員その他の従業者 ③療養病床を有する診療所 看護師、准看護師、看護補助者 事務員その他の従業者	病院、療養病床を有する診療所における施設に関する基準	①病院 消毒施設及び洗濯施設 ②療養病床を有する病院 談話室、食堂、浴室 ③療養病床を有する診療所 談話室、食堂、浴室
療養病床	患者4人につき1人(平成24年6月30日までに知事に届け出た病院の病床については、平成30年3月31日までは、6人につき1人)																
精神病床、結核病床	患者4人につき1人																
感染症病床、一般病床	患者3人につき1人																
外来	患者30人につき1人																
条例に委任された項目																	
既存病床数及び申請病床数の算定における医療機関等の病床数の補正基準	(対象となる医療機関等) 職域病院、ハンセン病療養所、医療観察法指定病院、集中強化治療室、介護老人保健施設等																
病院、診療所、療養病床を有する診療所における従業者の配置の基準	①病院及び診療所 専属薬剤師 ②病院 薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士 診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員その他の従業者 ③療養病床を有する診療所 看護師、准看護師、看護補助者 事務員その他の従業者																
病院、療養病床を有する診療所における施設に関する基準	①病院 消毒施設及び洗濯施設 ②療養病床を有する病院 談話室、食堂、浴室 ③療養病床を有する診療所 談話室、食堂、浴室																

鳥取県医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(病床数の算定方法)

第3条 知事が法第7条の2第4項の当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる病院又は診療所の病床の数について、規則で定めるところにより、必要な補正を行うものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設その他の特定の者の診療のみを行う病院又は診療所の病床であって、規則で定めるもの
- (2) 放射線治療病室その他これに類する病室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの
- (3) 前2号に掲げる病床に類する病床であって、規則で定めるもの

2 知事が法第7条の2第5項の当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、規則で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

(専属の薬剤師の設置)

第4条 病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、法第18条ただし書の規定による知事の許可を受けた場合を除き、専属の薬剤師を置かなければならない。

(病院の従業者)

第5条 病院（特定機能病院を除く。以下この条において同じ。）は、医師及び歯科医師のほか、次に掲げる従業者を有しなければならない。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護師及び准看護師（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科にあつては、歯科衛生士を含む。）
- (3) 産婦人科及び産科にあつては、助産師
- (4) 看護補助者（療養病床を有する病院に限る。）
- (5) 栄養士（病床数が100以上の病院に限る。）
- (6) 診療放射線技師
- (7) 理学療法士及び作業療法士（療養病床を有する病院に限る。）
- (8) 事務員その他の従業者

2 前項の規定により病院が有すべき従業者の員数は、前年度における入院患者、外来患者及び取扱処方箋の1日平均の数（新設又は再開の病院にあつては、その推定数）に基づき、次に定める員数とする。ただし、精神病床を有する病院（次項に規定する病院を除く。）においては、精神病床の入院患者の数を4で除した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）から当該入院患者の数を5で除した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）を控除した数の前項第2号に掲げる従業者を同項第4号に掲げる従業者とすることができる。

区分	員数
(1) 前項第1号に掲げる従業者	精神病床及び療養病床の入院患者の数を150で除した数、感染症病床、結核病床及び一般病床の入院患者の数を70で除した数並びに外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除した数を合計した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）
(2) 前項第2号及び第3号に掲げる従業者	療養病床、精神病床及び結核病床の入院患者の数を4で除した数並びに感染症病床及び一般病床の入院患者（入院している新生児を含

	む。)の数を3で除した数を合計した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)に、外来患者の数を30で除した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)を加えた数
(3) 前項第4号に掲げる従業者	療養病床の入院患者の数を4で除した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)
(4) 前項第5号に掲げる従業者	1人
(5) 前項第6号から第8号までに掲げる従業者	病院の実情に応じて適当な数

- 3 精神病床を有する病院であつて、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2に規定するものに対する前項の規定の適用については、同項の表(1)の項中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、「感染症病床」とあるのは「精神病床、感染症病床」と、同項の表(2)の項中「療養病床、精神病床」とあるのは「療養病床」と、「感染症病床」とあるのは「精神病床、感染症病床」とする。

(病院の施設)

第6条 病院は、法第21条第1項第2号から第11号までに掲げる施設のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 消毒施設(法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。)
 - (2) 洗濯施設(法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。)
 - (3) 談話室(療養病床を有する病院に限る。)
 - (4) 食堂(療養病床を有する病院に限る。)
 - (5) 浴室(療養病床を有する病院に限る。)
- 2 前項の規定により病院が有すべき施設は、それぞれ次に定める構造設備とする。

- (1) 前項第1号に掲げる施設 蒸気、ガス又は薬品を用いる等の方法により入院患者及び従業者の被服、寝具等の消毒を行うことができること。
- (2) 前項第3号に掲げる施設 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (3) 前項第4号に掲げる施設 うちのりによる測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (4) 前項第5号に掲げる施設 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

(療養病床を有する診療所の従業者及び施設)

第7条 療養病床を有する診療所は、医師及び歯科医師並びに法第21条第2項第2号に掲げる施設のほか、次に掲げる従業者及び施設を有しなければならない。

- (1) 看護師及び准看護師
- (2) 看護補助者
- (3) 事務員その他の従業者
- (4) 前条第1項第3号から第5号までに掲げる施設

- 2 前項の規定により診療所が有すべき従業者の員数は、前年度における療養病床の入院患者の1日平均の数(新設又は再開の診療所にあつては、その推定数)に基づき、次に定める員数とする。

区分	員数
(1) 前項第1号及び第2号に掲げる従業者	療養病床の入院患者の数を2で除した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)。ただし、そのうちの1人については、看護師又は准看護師でなければならない。
(2) 前項第3号に掲げる従業者	診療所の実情に応じて適当な数

- 3 第1項の規定により診療所が有すべき施設は、それぞれ前条第2項第2号から第4号までに定める構造設備とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成13年3月1日前に開設の許可を受けた病院等の特例)

第2条 平成13年3月1日前に法第7条第1項の開設の許可を受けた病院(同日までに建物の基本的な構造設備が完成していたものに限り、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに掲げる施設を有しないことができる。

2 平成13年3月1日前に法第7条第1項の開設の許可を受けた診療所(同日までに建物の基本的な構造設備が完成していたものに限り、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる施設を有しないことができる。

(看護師等の員数の特例)

第3条 療養病床を有する病院であつて、その開設者が平成24年6月30日までに医療法施行規則附則第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを知事に届け出たものに対する第5条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、平成30年3月31日までの間、同条第2項の表(2)の項中「療養病床」とあるのは「療養病床の入院患者の数を6で除した数」と、同表(3)の項中「4」とあるのは「6」とする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県保健所条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、保健所が発行する証明書の交付に係る手数料の額を引き上げる。</p> <p>2 概 要 (1) 証明書の交付に係る手数料の額を、1件につき650円（現行420円）とする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p>

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診断書の交付 1件につき420円</p> <p>(3) <u>証明書の交付 1件につき650円</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>診断書又は証明書の交付 1件につき420円</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u> <u>(鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域の特例)</u></p> <p>2 <u>平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの地域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取保健所郡家支所</td> <td style="text-align: center;">八頭郡八頭町</td> <td style="text-align: center;">鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う保健所の名称、位置及び所管区域の特例)</u></p> <p>3 <u>平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第2条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県米子保健所及び鳥取県日野保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県米子保健所</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td style="text-align: center;">米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	名称	位置	所管区域	鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町
名称	位置	所管区域											
鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡											
名称	位置	所管区域											
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町											

		のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。)
鳥取県日野保 健所	日野町	西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、児童福祉施設の基準を条例で定めることとされたことに伴い、保育所の基準と整合性を保つため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 認定こども園独自基準 ア 障がいのある乳幼児の保育については、障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下での保育の実施を義務付ける。 イ 乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努力規定を定める。 ウ さまざまな支援に対応するため、基準を上回る保育従事者の配置を行うよう努力規定を設ける。 エ 全ての認定こども園において、認定こども園の付近の場所を屋外遊戯場に代えることができることとする。</p> <p>(2) 部内共通独自基準 ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
1 幼保連携型認定こども園		1 幼保連携型認定こども園	
(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの		(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの	
項目	基準	項目	基準
職員配置	<p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 乳児が入所している場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。</u></p> <p><u>エ 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、保育に従事する者のアに定める人数を上回る配置に努めること。</u></p>	職員配置	ア・イ 略
略	略	略	略
管理運営等	<p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 感染症、熱中症又は食中毒の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>オ 入所する子どもの処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p><u>カ 障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。</u></p> <p><u>キ 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u></p> <p><u>ク 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p> <p>ケ 略</p>	管理運営等	ア～ウ 略
			エ 略

(2) (1)以外のもの

項目	基準
職員配置	ア・イ 略 ウ <u>入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、保育に従事する者のアに定める人数を上回る配置に努めること。</u>
略	略

2 幼稚園型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基準
略	略
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。）を除く。）に同じ。
略	略
管理運営等	ア 略 イ <u>1の(1)の管理運営等の項に掲げる基準（同基準イを除く。）に同じ。</u>

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	略
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。）を除く。）に同じ。
略	略

3・4 略

(2) (1)以外のもの

項目	基準
職員配置	ア・イ 略
略	略

2 幼稚園型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基準
略	略
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。） <u>及び力を除く。</u> ）に同じ。
略	略
管理運営等	ア <u>保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。</u> イ 略 ウ <u>子どもの健康管理に関し、病院又は診療所との緊密な連携が図られていること。</u> エ <u>その他大臣基準第8に規定する基準を満たすこと。</u>

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	略
施設整備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。） <u>及び力を除く。</u> ）に同じ。
略	略

3・4 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

あ
か
こ
さ



た
ち

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 旧軍人軍属の履歴の証明の事務に要する経費は国から交付を受けることができるため、当該事務に係る手数料を廃止する。</p> <p>2 概 要 (1) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付に係る手数料(現行650円)を廃止する。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p> <p><参考> 地方自治法附則第十条 ①都道府県は、軍人軍属であった者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。 ②前項の事務の処理に関しては、政令で必要な規定を設けることができる。 ③<u>第一項の事務を処理するために要する経費は、国庫の負担とする。</u></p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(13の2) 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p>(15)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(13の2) 略</p> <p><u>(13の3)</u> 略</p> <p><u>(14) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付</u> <u>1件につき650円</u></p> <p>(15)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1
2
3
4



5
6